

(54) 空き家等解体事業補助金

【担当部署】企画課定住促進係
【電話番号】0167-44-2133

【窓口の場所】役場庁舎 2階

【ホームページアドレス】

<https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00002084.html>

【補助金の内容】

- ・町内における空き家等（不良住宅判定により不良住宅と判定を受けた住宅に限る）の解体を促進し、生活環境の保全と安心で安全なまちづくりの推進を図るため、建物を解体する者に対し補助する。

【対象事業】

- ・次のいずれにも該当するもの
- ①所有者等が所有又は管理する空き家等であること。ただし、所有者等（居住していた者を含む。）が新たに居住の用に供する建築物を建設するために解体する空き家等は除く。
 - ②公共事業等による移転、建替え等の補償の対象でないもの。
 - ③空き家等に所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合は、当該権利者から除却について同意を得ていること。

【補助対象者】

- ・次のいずれにも該当する方。
- ①町内に所在する空き家等の所有者等
 - ②町税等を滞納していない方（所有者等が町外者の場合は、当該市町村における市町村民税等を含む）又は滞納しないことを確約できる方
 - ③補助対象者本人及びその世帯の構成員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員が含まれていない方
 - ④補助対象者本人及びその世帯の構成員に、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有し若しくは社会的に非難される関係を有する者が含まれていない者

【補助対象工事】

- ・同一敷地内に在する建築物を解体し、更地とする工事であること。
- ※空き家等における家財等の処分は対象外とする。

【補助金額】

- ・工事に要する経費に対し、次により算出し、いずれかの低い額を基準とする（上限30万円）
- ①解体工事に要した費用（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に3分の1を乗じて得た額
 - ②国土交通大臣が定める標準除却費のうちの解体工事費に5分の4を乗じて得た額
- ※算出した額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。
※補助の回数は、同一敷地内1回限りとする。

【実施期間】 令和3年度～

【申請に必要なもの】

・着手前に申請書等の提出

(添付書類等：①空き家の現況写真(4方向から確認できる写真)、位置図、平面図等 ②解体工事にかかる見積書 ③所有者等であることを証するもの(建物及び土地の登記事項証明書、固定資産家屋証明書又は固定資産税台帳記載事項証明書) ④相続人が申請する場合は、所有者の戸籍謄本又は除籍謄本 ⑤委任を受けたものが申請する場合は、所有者又は相続人の委任状 ⑥申請者が町外者の場合は、住民票及び納税証明書(前年分) ⑦誓約書(様式第2号) ⑧その他町長が必要と認める書類)

・実績報告書等の提出

(添付書類等：①工事請負契約書の写し ②工事の状況を証する写真(施工前、施工中及び施工後) ③産業廃棄物処理に関する処分証明書の写し(産業廃棄物管理表建築関連廃棄物マニユフェスト(E票)等) ④領収書等の支払を証する書類の写し ⑤その他町長が必要と認める書類)

【交付までの流れ】

①交付申請(工事着手前)⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定⇒ ④実績報告⇒ ⑤額の確定⇒ ⑥指定口座へ振込

【備考】

※交付決定者は、工事完了の日以降、当該土地を適切に管理しなければならない。

※解体工事を行った当該土地の適正管理について、町長は近隣及び地域住環境に悪影響がある場合等は、当該所有者に対し管理徹底を指示できるものとする。